

「最良執行方針」の一部改定について（新旧対照表）

（下線部分変更）

新	旧
<p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>上場株券等</p> <p><u>PTS を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。</u></p> <p><u>システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断しました。</u></p> <p>金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、<u>金融商品取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れている</u>と考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>4. その他</p> <p>(2) <u>自社および取引所金融商品市場等においてシステム障害等が発生した場合、2. に掲げる方法による</u> <u>ことが難しいため、やむを得ず、2. に掲げる方法とは異なる方法により執行する場合があります。</u>その場合でも、その時点で最良の取引の条件で執行するよう努めます。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改定は、令和5年12月1日から実施する。</p>	<p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>上場株券等</p> <p>金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>4. その他</p> <p>(2) <u>システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。</u>その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p>